

生徒・進路指導に対する 教職課程履修学生の意識と課題

田 中 保 和*

Attitude of Students in Teacher Training Course Toward Student and Career Guidance and Its Issue

(TANAKA Yasukazu)

1. はじめに

近年、学校現場における教育課題として、「いじめ問題」や「キャリア教育」をはじめとして、生徒指導、進路指導の重要性が大きく取り上げられている。近畿大学教職教育部では第3セメスタから開講している「生徒・進路指導論」を、私が平成23年度から4年間指導実践した中で、履修学生達の生徒指導、進路指導に対する意識の変化や、浮かび上がってきた課題について、ここで整理・分析してみた。

なお、履修学生数は、平成23年度（前期）3コマ109名、（後期）2コマ23名、平成24年度（前期）3コマ255名（後期）3コマ95名、平成25年度（前期）3コマ157名、平成26年度（前期）3コマ171名であり、本論文は、これまで4年間で17コマ合計810名の学生を指導してきた実践の中からまとめ・考察したものである。（なお、授業で活用した「5. 実体験を踏まえた事例紹介と場面指導」を後述し、「6. 2014年度前期受講生の振り返りから（提出者数 3コマ計148名）」の結果も反映している。）

2. 授業計画（シラバス）

先ず初めに、この講座の授業概要・方法、教育目標等を含め、半期15回の授業計画について述べる。

授業方法については、文部科学省「生徒指導提要」（教育図書2010.3）、を主たる教科書として使用し、それを補うために毎回、配付するプリント教材を併用し（重要キーワードを（ ）

*近畿大学教職教育部教授

〔キーワード〕 自己実現、指導・援助、豊かな感性、
情報モラル、キャリア教育

内に記入させながら)、知識面だけでなく、学校現場で遭遇した場合の具体的対応 (「場面指導」) についても考えさせた。(注: 下線部は要点または強調部分を示す。以下同じ)

また、毎回、授業終了時にその日の授業内容に関する感想・意見及び学生自身の振り返りを小レポートとして提出させ、学生の意識の把握と今後の指導の参考とし、内容を点検後、次回の授業時に返却することで、手間はかかるものの学生の実態を知る上で有意義であり、貴重な資料にもなった。

次に示すのが受講学生の第1回目の授業(オリエンテーション時)に示した授業計画(「2014年度版近畿大学教職課程授業計画」)から抜粋し、一部加筆修正したものである。

〈2014年度版近畿大学教職課程授業計画〉

(1) 授業概要・方法等

本科目は「生徒指導の理論及び方法」「進路指導の理論及び方法」を学ぶことを趣旨としている。教育現場では、児童・生徒の不登校、いじめ、非行やインターネット・携帯電話での問題等があり、一方、教師による体罰やセクハラ問題もある。

進路指導においては、子どもたちの生涯を通した「あり方、生き方」を踏まえたキャリア教育の観点からの指導が必要となっている。

授業だけでなく、学級活動や特別活動をも通じて、指導力を身につけることを目標とする。

(2) 学習・教育目標および到達目標

教員として新規に採用された場合、教科指導などの学習活動をはじめ、学級担任としての学級活動や生徒指導等の中で直面する諸課題を、最善の方法で解決できる力を身につけることを目標にする。

(3) 教科書

文部科学省「生徒指導提要」教育図書2010.3、及び、適宜、プリントを配付する。

(4) 参考文献

柿沼昌芳・永野恒雄 [編著] 「生徒指導提要」 一問一答 同時代社 2012

河村茂雄〔編著〕「生徒指導・進路指導の理論と実際」図書文化 2011

島崎政男著「法規＋教育で考える 生徒指導ケース100」ぎょうせい 2009

仙崎武他著「生徒指導の研究」第三版 教育出版 2009

平成25年版人権教育・啓発白書

(5) 成績評価方法および基準

定期試験60％ レポート・課題・発表状況40％

(6) 授業計画の項目・内容

第1回 オリエンテーション

第2回 生徒指導とは（生徒指導の意義・課題・原理）

第3回 生徒指導の体制と組織（生徒指導の基本的考え方、組織と生徒指導主事の役割他）

第4回 学級経営・危機管理（学級担任の役割、学級集団づくり、危機管理、危機対応他）

第5回 生徒理解と生徒・教師の関係（子どもの発達段階、生徒理解の方法、教師生徒の関係他）

第6回 学校カウンセリング（カウンセリングとは、スクールカウンセラー、進め方他）

第7回 不登校・いじめ（不登校に対する基本的考え方、いじめ問題への理解・対応他）

第8回 非行・心の健康（非行の歴史と経緯、各機関の役割と課題、心の健康）

第9回 インターネットと携帯電話問題（情報活用能力、情報モラル教育他）

第10回 懲戒と教師による問題行動（校則、懲戒、体罰、セクシャルハラスメント）

第11回 キャリア教育と進路指導（キャリア教育の提唱・課題と基本的方向性他）

第12回 進路指導の方法（生徒の進路指導、基本理念、学校における体制と組織、諸問題他）

第13回 人権教育・特別支援教育（世界人権宣言、同和問題、女性・外国人・障害者問題他）

第14回 学校・家庭・地域との連携（地域社会における生徒、学校・家庭・地域との連携他）

第15回 まとめと総括 (講義全般の要点整理)

定期試験

(「2014年度版近畿大学教職課程授業計画」)

それでは次に、以上、15回の授業や定期試験を通して浮き彫りになった学生たちの、生徒指導や進路指導に対する意識や課題について、他にも重要事項はあるが、今回は単元を絞って項目を抜粋(上記下線部分)しながら、使用した教材プリントを用い、学習内容に沿って述べていく。

3. 生徒指導に対する意識と課題

(1) 生徒指導の意義・課題・原理について

〈教材プリント〉

○ 生徒指導の意義 (「生徒指導提要」)

「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の(人格)を尊重し、(個性)の伸長を図りながら、(社会的)資質や(行動*1)力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。(注:*1等、数字付き下線部は下記の〈整理・分析〉内で再掲、以下同じ)

…各学校においては、…児童生徒自ら現在および将来における自己(実現)を図っていくための、自己(指導)能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動(全体)を通じ、その一層の充実を図っていく必要があります。」

自己実現の基礎にあるのは、日常の学校生活の場における様々な自己(選択)や自己(決定)です。…その過程において、教職員が適切に指導や(援助*2)を行うことによって、児童生徒を育てていくことにつながります。…

自己指導能力をはぐくんでいくのは、(学習)指導の場を含む、(学校)生活のあらゆる場や機会です。…

…個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指す…ために、日々の教育活動においては、①児童生徒に自己(存在)感を与えること、②(共感)的な人間関係を育成すること、③自己(決定)の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に特に留意すること…

〈整理・分析〉

この講義の冒頭に、教員にとって「生徒指導」と「学習指導」はどちらが重要かを学生に尋ねてみたところ、「学校は授業が大切だから」と「学習指導」と答える学生、「人格形成が大切だから」と「生徒指導」と答える学生がほぼ同数であったが、「生徒指導提要」には、「『生徒指導』は『学習指導』と並んで重要である。」と記してあることを示した。学生たちが、教員は「授業（教科指導）をすることが仕事」であるという意識を持っているところに、「生徒指導」の重要性を強調したい意図で問いかけてみた。

この單元では、生徒指導の意義における重要なキーワードである自己（実現）、自己（指導）能力は、進路指導の意義においても触れたことや、その他繰り返し説明をしたことから、理解は充分図れたものの、（行動＊１）力を高め、指導・（援助＊２）を行うということが、生徒指導の目的や要点であることに、正しく答えられない者が目立った。このことは、学生のこれまでの経験から、「生徒指導は校則等を盾に、頭ごなしに指導されるもの」との意識が強く反映しており、援助＊２という意識が薄いものと考えられる。このため、「主体的な行動（＊１）の育成」を図り、「指導の中に援助（＊２）の視点を」十分取り入れることの重要性を繰り返し述べることで、理解を深めることができると考える。

(2) 生徒指導の基本的な考え方、組織と生徒指導主事の役割他

〈教材プリント〉

○ 生徒指導主事の役割と求められる資質や能力【意義】（「生徒指導提要」）

（役割）

- ① 校務分掌上の組織の（中心）として位置付けられ、学校における生徒指導を組織的・（計画）的に運営していく責任を持つこと。…
- ② 生徒指導を計画的・継続的に推進するため、校務の連絡・（調整）を図ること。
- ③ 生徒指導に関する（専門）的事項の担当者になるとともに、生徒指導部の構成員や学級担任・ホームルーム担任その他の関係組織の教員に対して指導・（助言）を行うこと。
- ④ 必要に応じて児童生徒や（家庭）、関係機関に働きかけ、問題解決に当たること。

(資質・能力)

- ① 他の教師はもちろん、生徒からも (信頼) される人間性 (* 3)
 - ② 全般を見通す (視野) や識見 (* 4) を持ち、向上する (努力) と研鑽を怠らない (* 5) こと
 - ③ 資料の提示や情報の交換により、全教員の (意識) を高め、共通 (理解) を図り、全教員が意欲的な取り組みに向かうように (指導) 性を持っている (* 6) こと
 - ④ 学校や地域の (実態) を理解し、それらに即した指導計画を立て、実行する (* 7) こと
 - ⑤ 生徒を取り巻く環境の激動と、現代青年の心理も大きく揺れ動いていることを的確に (把握) し、指導に生かしていく態度を持っている (* 8) こと
- 「小レポート」生徒指導部について、これまでイメージしていたこと

〈整理・分析〉

この単元の授業を通じ、学生達は、生徒指導主事や生徒指導担当者の「大変さと重要性を認識する」ことができ、それまで持っていた生徒指導部の体育会系で威圧的な指導というイメージは薄められる効果があった。さらに、生徒指導部は敢えて「嫌われ役」になることもあり大変だと理解することができ、それだけに、生徒の成長に関与できることに「やりがいがある」と考える学生が増えた。なお、個々の学生によっては、「生徒指導部で親身に相談に乗ってもらえて感謝している」という体験も見うけられた。

一方、生徒指導主事の求められる資質・能力に関しては、あまりにも理想的で、本当に「全て (* 3.~* 8.) を満たしている先生はいるのか」と、多くの学生は疑問を呈している。この求められる資質・能力とは、それぞれ、一つ一つ目標を達成するよう努力することが大切であると指導しており、理想の教師像に通じるものであり、「生徒指導主事経験者が管理職になる割合が高い」ことにもつながっている。

(3) いじめ問題

〈教材プリント〉

○ いじめ問題への理解

① いじめをとらえる視点

〈いじめの定義〉(文部科学省)

昭和60年以来「自分より(弱)い者に対して(一)方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な(苦痛)を感じているもの」

平成18年「一定の(人間)関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、(精神)的苦痛を感じているもの」

従来基準の、攻撃が一過性でなく反復(継続)して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に衝いているものであり、いじめられる児童生徒は(加)害者を訴え出る意欲を奪われ、(無)力感に陥ってしまいかねない

② いじめの(4層)構造(*9)(森田洋次、清永賢二1986「いじめ-教室の病い」)

- ・いじめは意識的かつ(集)合的に行われる → (孤)立→絶望感
- ・「いじめる側」「いじめられる側」「(観)衆」「(傍)観者」
- ・いじめを許容しない雰囲気形成が望まれる 「傍観者」から「(仲)裁者」の出現

③ いじめる心理:(不)安や葛藤、(劣)等感、(欲求)不満などが潜む

〈いじめの衝動を発生させる原因〉

- a. 心理的ストレス(弱者への攻撃に) b. 集団内の(異)質者への嫌悪感情
- c. ねたみや嫉妬感情 d. (遊)び感覚やふざけ意識 e. いじめの(被害)者になることへの回避感情

〈整理・分析〉

2012年7月大津市で起きたいじめが原因とされる自殺問題が大きく報道され、社会的な関心を集めたことを背景として、2013年2月の教育再生実行会議の提言を受け、同年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。また、同法第11号で策定を義務付けられた「いじめ防止等のための基本的な方針」が同年10月に文部科学大臣により決定された。

このような流れの中で学生達の「いじめ」に対する関心や意識は年々高まり、その中で、「いじめの4層構造(*9)」には理解と関心を示し、教員を目指すに当たって、避けるこ

とのできない最大の教育課題であることを認識してきている。

履修学生たちにとっては、この講義を通じて、強い自覚を持って「いじめ問題」解決に臨もうとする意識が芽生えてくる一方、学生自身が学校現場でしっかり対応できるかどうかと不安をいだき、教員志望に弱気になる者も見られたことが、今後の対応すべき大きな課題である。

〈教材プリント〉

○ いじめ問題への対応

(人権) 尊重の精神を貫いた教育活動の展開「人間として絶対(許さ)れない」(*10)

① いじめの早期発見と早期対応：小さなサインを(見逃)さない

〈いじめの発見ルート〉 ① 本人の訴え ② 教職員による発見 ③ 他からの情報提供

・協働的な生徒指導体制が機能していることが不可欠

② 組織的対応の進め方：対応チームを組織

・いじめられている生徒に「絶対に(守)る」(*11)という意思を伝える

・(心)のケアと(安全)確保(*12)

・内容により(教育)委員会や警察との(連携)協力を求める

・丁寧な個別指導で、加害者への(謝罪)の気持ちを醸成(*13)させる

・(再発)防止のねらいも含め、(学級)や学校全体への指導

③ いじめ対策としての開発的・予防的生徒指導の充実

・児童生徒同士の心の結びつきを深め、(社会)性をはぐくむ教育活動を進める

・市民意識と社会の形成者としての資質を育成するため開発的・予防的な生徒指導が求められる

・障害への理解を進める指導や互いの(違)いを認め合う学級経営・ホームルーム経営が必要

○ 「場面指導」母親から子どもがクラスで「いじめ」に遭っているとされた時、あなたが担任として心がけることは何か

〈整理・分析〉

「いじめ問題」へ対応の講義や場面指導での学生たちの反応を通じて、学生たちの意識

は2通りに分類される。

一方は、「絶対に（守）る」（*11）、（心）のケアと（安全）確保（*12）を最重点に考え、先ず被害者の安全を確保するという観点からの対応をする者である。これまでに、自分や友人など周囲が「いじめられた」体験のある学生にはこの考えが強く、被害者と共感的に行動できるタイプだと考える。

他方は、加害者への（謝罪）の気持ちを醸成（*13）させるということを目指し、お互いの気持ちを分かり合うために、「加害者」と「被害者」を話し合わせるという方法を考える学生がいる。これは、これまで「いじめ」にはほとんど無縁であったためか、「被害者」の精神的苦痛や恐怖心にまで理解が及ばず、解決を優先するがためだと考える。

この場合、「被害者」にも非があり、「加害者」にも理があるかもしれないので、話し合せて相互理解を図ろうと考える者がいるが、いかなる理由があろうと「人間として絶対（許さ）れない」（*10）ことであり、「被害者」の安全確保を最優先にしながら、「いじめ」解決に向け、全教員が組織的に行動することの大切さを理解させて行きたい。

「いじめ」防止のため「道徳」教育の一環として、以前、生徒に全員配布していた「心のノート」については、活用したという学生は少なく、存在自体知らない者も多く、効果的でなかったことから、「道徳」の教科化の方向に伴い全面改訂され、名称を「私たちの道徳」として平成26年4月から全国の小・中学校において使用することとなったが、その効果については、今後、「教科書」作成につながるものであり、注目する必要がある。

(4) インターネットと携帯電話問題

〈教材プリント〉

○ 情報活用能力について

(1) 情報教育の目標としての「情報（活用）能力」の育成

情報教育の目標の3観点を（バランス）よく育成することを重視

① 情報活用の（実践）力（*14）

- ・課題や目的に応じた情報（手段）の適切な活用
- ・必要な情報の（主体）的な収集・判断・表現・処理・創造
- ・（受け）手の状況などを踏まえた（発）信・（伝）達

②情報の（科学）的な理解（*15）

- ・情報活用の基礎となる情報手段の特性の（理解）
- ・情報を適切に扱い、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や（方法）の理解

③情報社会に（参画）する態度（*16）

- ・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている（影響）の理解
- ・情報（モラル）の必要性や情報に対する（責任）（*17）
- ・望ましい情報社会の創造に（参画）しようとする態度

〈整理・分析〉

高度情報化社会が進む中で、教育現場でのICTの効果的な活用が不可欠になってきている。そのためには、児童・生徒の情報活用能力の育成が重要であり、情報教育の目標の3観点、①情報活用の（実践）力（*14）、②情報の（科学）的な理解（*15）、③情報社会に（参画）する態度（*16）を（バランス）よく育成することを重視し、その中で、社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている（影響）の理解、情報（モラル）の必要性や情報に対する（責任）（*17）を身につけさせる必要がある。このことは、3年前の受講学生は概念的な理解にとどまっていたが、現在では、SNS（Facebook、LINE等）の爆発的普及でトラブル経験のある学生も居ることから、情報モラルの必要性を強く実感しており、意識や理解は深いものがある。

〈教材プリント〉

○ 情報モラル教育の必要性 〈情報活用能力WG 検討のまとめ：2011.2.4〉

「新学習指導要領における情報活用能力の確実な育成について」

- ・インターネット上での誹謗（中傷）やいじめ、犯罪や違法・有害情報などの問題が発生（*18）、教員は情報化の光と（影）の影響の両面を十分理解した上で、情報（モラル）教育に取り組むことが重要になってきている。
- ・情報モラルの指導に当たっては、情報社会の進展とともに発生する様々な事象に対して、（道徳）の時間をはじめ各教科等での指導を通して、自分（自身）を守ること、（相手）を思いやること、社会との関わりなど、情報を活用する場面での基本的な考え方や（態

度)を育成することが重要である。

- 「場面指導」ネットやメールでの被害について生徒から相談を受けたとき、担任としてどう対応するか

〈整理・分析〉

インターネット上での誹謗(中傷)やいじめ、犯罪や違法・有害情報などの問題が発生している(*18)中で、私が最初に利用した2年半ほど前には1千万人程度であった利用者が、今や5億人を超えるというSNSのアプリ「LINE」が、小・中学校では「LINE外し」や「既読スルー」といったことから、仲間はずれによる「いじめ」問題に発展することも多数生じている。受講学生のほとんどが利用しており、類似体験もあることから、この問題については興味・関心を強くいただき、場面指導も含め、真剣に対応策を考えていた。今後、子どもたちの生徒指導における困難さが最重点課題となることが懸念されることから、情報(モラル)の必要性や情報に対する(責任)(*17)を十分に理解・認識させることが求められる。

(5) 懲戒、体罰、セクシャルハラスメント

〈教材プリント〉

○ 懲戒

- ・「教育上必要があると認めるときは、(文部科学)大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に(懲戒)を加えることができる。」(学校教育法第11条)
- ・「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は(校長)が行う。」(*19)(学校教育法施行規則26-2)
- ・退学、停学及び訓告：「(処分)としての懲戒」
- ・叱責、起立、罰の当番など：「事実(行為)としての懲戒」
- ・義務教育での出席停止は(懲戒)ではない。他の児童生徒の義務教育を受ける権利を侵害されないよう、学校教育の(秩序)維持のために、(市町村)教育委員会は出席停止を命ずることができる。(*20)(学校教育法第35条)

〈整理・分析〉

「懲戒」については、校則と対応して授業を進めたこともあり、校則違反・規律違反に対する指導として理解している。高等学校では、「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は（校長）が行う。」（*19）ことから、保護者同伴で、校長室に呼ばれて受ける処分として理解している。

なお、義務教育での出席停止は（懲戒）ではない。他の児童生徒の義務教育を受ける権利を侵害されないよう、学校教育の（秩序）維持のために、（市町村）教育委員会は出席停止を命ずることができる。（*20）この制度については、特に中学校での暴力行為や破壊行為などへの対処として設定されたものであるが、実際に「出席停止」を行うのは、当該学校の負担も大きく、極めて少数しか適用されていない。

その中で、大阪市立桜宮高等学校の体罰・自殺事件を境に、暴れている生徒を阻止するために身体を押さえたり、腕を掴んだりすると、「体罰や！」と激しく反抗する事例が頻繁に現れ、教員の指導が益々困難になってきた。このため、2014年6月に大阪市教育委員会が「個別指導教室」を設置し、当該生徒を出席停止にし、その間、学校から離し、「個別指導教室」で更生を図る制度について公表した。

この「個別指導教室」の是非については、報道で大きく取り上げられ、私も、NHK から2度の取材を受け放映され、週刊誌にも意見が掲載された。その内容は、次の通りである。

〈2014年6月10日放送 NHK 総合〉

「ニューステラス関西」18:10～19:00 「ニュースウオッチ9」21:00～22:00

大阪市教育委員会の方針について、学校の生徒指導などに詳しい近畿大学教職教育部の田中保和教授は「問題のある生徒を離れた場所で教育し、指導することは、本人にとっても、ほかの生徒にとってもよい効果があると思う。一方で、問題行動を起こす子どもは家庭の問題など、それぞれ背景が異なるため、一人一人にあった指導ができなければ逆効果になりかねず、個別の指導をどう進めるかが大切だ」と話している。

〈2014年6月13日放送 NHK 総合〉

「NEWS WEB 気になる！」23:30～0:00

大阪市教育委員会は暴力など悪質な問題行動を繰り返す児童などを一定期間個別に指導

を行う施設を設けることになった。大阪市の橋下市長は、「問題ある生徒の行為で真面目な生徒がバカを見るのは絶対にあってはならない」と話した。これについて、専門家の田中保和教授は、「学校の秩序維持、個別指導で更生が期待できるが、指導できなければ逆効果のおそれがあり、精神的ショックをどう緩和するのかという懸念がある。」としている。

〈教材プリント〉

○ 体罰

- ・「…懲戒を加えることができる。ただし、(体罰)を加えることはできない」(学校教育法第11条)
- ・体罰は生徒に対する(人権)侵害であり、いかなる理由があっても認められるものではない。(※21)
- ・体罰は生徒に(恐怖)感や屈辱感を与えるだけでなく、(劣等)感や無力感を与え、教師に対する(恐怖)心や憎悪の感情を植付け、(暴)力を容認する態度を育ててしまう。また、体罰が(いじめ)を助長することにもなりかねない。

〈体罰の法的責任〉(教師は3つの責任を問われる)

- ① 行政上の責任：戒告、(減)給、(停)職、(免)職の懲戒処分(地方公務員法第29条)
- ② 刑事上の責任：殴る、蹴るは(暴行)罪、けがをさせたら(傷害)罪
- ③ 民事上の責任：体罰によるけがや、肉体的、精神的損害への損害(賠償)責任

〈整理・分析〉

2012年12月、大阪市立桜宮高等学校の体罰・自殺事件以後、各地で体罰事案が次々と噴出し、2012年度の「体罰に係る懲戒処分の人数」は前年度の5倍を超えた。また、第二次安倍内閣の諮問機関である教育再生実行会議において、2013年2月の第一次提言の中で、「いじめ」に加えて「体罰」についても緊急課題とされた。それを受ける形で、同年3月に文部科学省から「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」が出され、「体罰」と「認められる懲戒」についての参考事例が示された。

この事例に基づいて授業を行ったが、学生にとっては、納得できる部分もあれば、判別しにくいグレーゾーンなど、個別対応が難しいとの思いが強かった。

この講義を担当し始めた3年前と比較すると、報道の効果もあってか、体罰に対する意識は格段に高まってきた。しかしながら、部活動指導等における体罰事象については、特に運動部経験者の中では、厳しい指導であり、体罰には当たらないと考える者が無くならない。「愛情」や「教育的指導」という口実で「体罰」をカモフラージュしかねない。彼らにとっては、「体罰」であっても厳しい指導を受けたことで、成長し今の自分があるのだという自負をもっている。「体罰」は絶対許されない(*21)ことを、今後とも粘り強く指導していきたい。

〈教材プリント〉

○ セクシャルハラスメント

- ・「性的(嫌)がらせ・性的脅かし」
- ・時・場所・相手をわきまえずに相手を(不愉快)にさせる(性)的な言動(*22)
- ・このような言動で、他の教員や児童生徒、保護者に(羞恥)心を与えたりすることがあれば、早急に(事実)確認する。

〈児童生徒への事後対応〉

- ・児童生徒に人間(不信)や心の(外傷)(トラウマ)が残らないようにする。
- ・児童生徒、保護者、地域社会の人たちの意見を参考にしながら、教員(研修)を行い学校の問題を明確にし、セクハラ問題だけでなく、広く(人権)問題としてとらえる。
- ・(信頼)回復のための改善策を考え、教員と児童生徒が(一)体感を高めるような行事を考える。

○ 「場面指導」女子バレーボール部での男性顧問の体罰やセクハラについて生徒から相談を受けたとき、担任としてどう対応するか

〈整理・分析〉

体罰同様、教員のセクシャルハラスメントについても跡を絶たない。大阪府での事案においても、体育など実技教科での密着指導や、部活動指導などで見られ、特に女子運動部員に対する男性顧問によるものが多い。あるいは、経験年数の若い教員が、相談に来た生徒を親身に指導しすぎた結果起こるケースも多く見られる。相手を(不愉快)にさせる(性)的な言動(*22)がセクシャルハラスメントに該当することを理解させ、教員になっ

てから、そういう場面に遭遇する可能性が十分にあるので、学生も自分のこととして考えるように指導してきた。場面指導に当たっては、自分だけで解決しようとして、管理職（校長、教頭）に報告・相談することに考えが及ばない者もあり、人事管理については管理職の職務であることを、今後とも理解させていくとともに、決してセクシャルハラスメントを起こすことのない「豊かな感性」を育てていきたい。

生徒指導に関して、今回述べなかった単元（第4回 学級経営・危機管理、第5回 生徒理解と生徒・教師の関係、第6回 学校カウンセリング、第8回 非行・心の健康、第13回 人権教育・特別支援教育、第14回 学校・家庭・地域との連携）についても、重要項目が多々あるが、今後、整理・分析し、考察した結果報告を、次回に委ねたい。

4. 進路指導に対する意識と課題

(1) キャリア教育と進路指導

〈教材プリント〉

○ キャリア教育・職業教育の課題と基本的方向性（2011年1月の中央審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（*22）より）

〈若者の現状……大きな困難に直面〉

○「学校から社会・（職業）への移行」が円滑に行われていない。

- ・完全（失業）率 約9% ・（非正規）雇用率 約32%
- ・（無）業者 約63万人 ・早期（離職） 高卒4割、大卒3割、短大卒4割

○「社会的・職業的自立」に向けて様々な課題が見られる。

- ・（コミュニケーション）能力等、職業人としての基本的能力の低下
- ・職業意識・職業観の（未熟）さ
- ・進路（意識）・目的（意識）が希薄な進学者の増加

⇒ 若者個人の問題ではなく、社会を構成する各界が互いに（役割）を認識し、一体となって対応することが必要

⇒ 学校教育で（キャリア）教育・職業教育を充実していかなければならない

〈キャリア教育・職業教育の基本的方向性〉

○キャリア教育

- ・一人一人の社会的・職業的（自立）に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
- ・キャリア：人が（生涯）の中で様々な役割を果たす（過程）で、自らの役割の価値や自分と役割の関係を見出していく連なりや積み重ね
- ・（幼児）期の教育から（高等）教育までの（発達）の段階に応じ体系的に実施
- ・様々な（教育）活動を通じ、基礎的・汎用的能力を中心に育成

○職業教育

- ・一定又は特定の（職業）に従事するために、必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育
- ・（実践）的な職業教育を充実 ・職業教育の意義を（再）評価することが必要

○ 発達段階に応じた体系的なキャリア教育（2011年1月の中央審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（*22）より）

〈各学校段階の推進の主なポイント〉

- 幼児期：（自）発的・（主）体的な活動を促す
- 小学校：社会性、（自）主性・（自）律性、関心意欲等を養う
- 中学校：自らの（役割）や（将来）の生き方・働き方等を考えさせ、（目標）を立てて計画的に取り組む態度を育成し、（進路）の選択・決定に導く
- 後期中等教育：（生涯）にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成。また、これを通じ、勤労観・職業観等の（価値）観を形成・確立
- 高等教育：（学校）から社会・職業への移行を見据え、教育課程の内外での学習や活動を通じ、高等教育全般においてキャリア教育を充実
- 特別支援教育：（個々）の障害の状態に応じたきめ細かい指導・（支援）の下で行う

〈整理・分析〉

この講義を最初に担当した2011年度は、「キャリア教育」という言葉自体知らない学生が大多数であり、この講義を通じて内容の理解まではなかなか至らなかった。中学校・高校を通じて、「職場体験」「職業体験」などは経験しているものの、すべての学校で定着

していたとは言いづらい状況であった。3年後の2014年度には、「キャリア教育」を知っている生徒は増えてきて、小・中・高校での実践が進んできていることが覗え、授業の中での理解も円滑に図れるようになった。これは、2011年1月の中央審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(*22)の趣旨が各学校で浸透してきたものと考えられる。今後、キャリア教育の重要性が益々高くなっていくことから、しっかりと理解させ定着させていきたい。

(2) 進路指導の方法

〈教材プリント〉

○ 生徒の進路指導

- ・「進路」を英語で「career」(キャリア)、個人の人生そのものを示す
- ・進路指導の前身として(職業)指導(vocational guidance)が用いられた。(1915:入澤宗壽「現今の教育」)
- ・職業指導から(進路)指導(career guidance)へ名称変更(1957:中央審議会答申「科学(技術)教育の振興方策」)
- ・進路指導は、生徒のひとりひとりが、自分の将来への「(生き)方」への関心を深め、自分の能力・(適性)等の発見と開発に務め、進路の世界への知見を広めかつ深いものとし、やがて自分の将来の展望を持ち、進路の選択・計画をし、卒業後の生活によりよく適応し、社会的・職業的自己(実現)を達成していくのに必要な、生徒の自己(指導)能力の伸長を目指す、教師の計画的、組織的、(継続)的な指導・援助の過程である。(*23)(1983文部省「中学校・高等学校進路指導の手引き」)

○ 進路指導上の諸問題

○ (勤労)観・職業観の形成(中学校学習指導要領1998)

- ・「学業生活の充実、将来の生き方と(進路)の適切な選択に関すること」として、「学ぶことの意義の理解、自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用、選択科目等の適切な選択、進路(適性)の吟味と進路情報の活用、望ましい職業観・(勤労)観の形成、主体的な進路の選択と(将来)設計など」
- ・これを受け、就業やボランティアに関わる(体験)的な学習を積極的に導入するなど、

望ましい(勤労)観・職業観の育成や社会(奉仕)の精神の涵養に努めている。

- 業者テストの校内実施の禁止とその影響
 - ・ 中学校における校内での業者テストの全面禁止
 - ・ 「偏差値による輪切り」の進路指導(*24)

〈整理・分析〉

進路指導は生徒指導の一分野であることが、社会的・職業的自己(実現)を達成していくのに必要な、生徒の自己(指導)能力の伸長を目指す、教師の計画的、組織的、(継続)的な指導・援助の過程である。(*23)と定義されていることから、「生徒指導提要」に生徒指導の意義として記されている内容(「児童生徒自らが現在および将来における自己(実現)を図っていくための、自己(指導)能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動(全体)を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。」)と、重なることから理解できる。高等学校では校務分掌として、生徒指導部、進路指導部がそれぞれ独立していることから、当初、学生にとっては生徒指導と進路指導は別物という意識があるが、意義・目的などを確認するなど、この講義を通じてあらためて理解できたものとする。

また、「ゆとり教育」を進める要因となった「偏差値による輪切り」の進路指導(*24)については、今年のあるクラスで尋ねてみたところ誰も「聞いたことがない」と答え、「ゆとり教育」を体験してきた学生にとっては、「偏差値による輪切り」は聞きなれない言葉であることがわかった。3年前はそのようなことは無かったので、教える側にとっても時代の流れと学生の意識の変化を敏感に捉える必要があると実感した。

5. 実体験を踏まえた事例紹介と場面指導

私自身、大阪府で35年間教育活動を行った中で体験を踏まえた事例紹介が、学生の関心が極めて高く、自分がそのような場面に遭遇した場合どう対応するかを、この講義を通して自ら考えることで、実践的指導力が培われるものであり、教員を目指す学生の意欲や感性を育むことにつながった。

ここで、私自身、実務家教員としての生徒指導、進路指導の経験について触れ、この経験を

踏まえ取り上げた関心の高かった事例について紹介する。

(1) 生徒指導

高等学校教諭：生徒指導部の経験 8 年、内、生徒会主担 1 年、風紀係主担 2 年

大阪府教育委員会高等学校課指導主事（大阪府立高等学校の懲戒・問題行動担当）

教職員人事課管理主事・参事（問題教員担当等）

(2) 進路指導

高等学校教諭：進路指導部の経験 7 年、内、進路指導主事 3 年、就職主担 3 年

大阪府教育委員会高等学校課指導主事（大阪府立高等学校入学者選抜主担 3 年、新しい学校づくり 3 年他）

(3) 学級担任

学級担任として 9 年間、卒業生を 3 回出し、生徒指導、進路指導等に取り組む

(4) 管理職として

大阪府立高等学校長として 2 校で 3 年 7 ヶ月、学校全体の生徒指導・進路指導等に関わり、大阪府教育委員会高等学校課長、教育監として 2 年 5 ヶ月、大阪府全体の生徒指導・進路指導をはじめ、教育行政の中心として、教育施策の推進に総括的に関わった。

(5) 関心が高かった事例

〈問題行動対応・保護者対応・危機管理〉

○「ディスコ」や「お好み焼き屋」で遭遇した生徒がビールなどアルコールを注文したが、飲まないように指導・監視した。⇒問題行動対応

○トイレで喫煙している生徒を目撃して、注意・指導したところ、煙草をすぐに捨てて、火のついていないにもかかわらず、自分のではないと言い切った。⇒問題行動対応

○喫煙を見つけられたとき、女性教員から頬をたたかれた。「親も手を出していないのに、何故殴るのか」と母親から担任に苦情があった。⇒問題行動対応、保護者対応

- 電車で痴漢行為をした生徒の件で、被害女性が校長あてに慰謝料を要求してきた。⇒問題行動対応、危機管理
- 父親のDVから逃れているため、パスポートに必要な住民票が取り寄せられず、海外修学旅行に行けなくなりかけたが、パスポートセンターに折衝して、校長による在籍証明で住民票に替えることができ、出発できた。⇒課題対応、危機管理
- 暴走族風の外部の若者が改造車で運転を誤り、学校の外壁に突っ込み大破した際、傍にいた生徒に因縁をつけていた。⇒問題行動対応、危機管理
- 学内で番長の生徒に生徒指導部の体育教員が校舎裏で決着をつけようと呼び出した。⇒問題行動対応、危機管理
- スーパーで万引きした生徒の身元引受けに向いた際、遅れて来た母親が、「代金を払えば良いのだろう」と言った。⇒問題行動対応、保護者の意識
- 制服のサイズが合わず、作り直しをしても合わなかったため、父親が激怒して、自分の組事務所へ校長を何度も呼び出し、土下座させた。その結果、校長は早期退職した。⇒危機管理、保護者対応

〈学級担任の役割〉

- 担任している生徒の家出で深夜まで探し歩いた。⇒学級担任の役割
- 不本意入学で普段から学校に不満があり、授業中、教員に暴言を吐き、教室を飛び出し、担任として呼び戻そうとしたとき、3階の窓から飛び降りようとした。⇒学級担任の役割
- 担任している生徒から、「私、生理がなくどうしよう」と相談された。⇒学級担任の役割、カウンセリング
- 修学旅行で、担任生徒の部屋の冷蔵庫に冷やしてあった缶ビールを発見、未遂であったが、同部屋6人全員停学処分となった。期間中、毎日6軒の家庭訪問を繰り返した。⇒学級担任の役割
- 文化祭で生徒と一緒に演劇に出演し、生徒と担任が一体となったことで、感動を分かち合えた。⇒学級担任の役割 (喜び)
- 卒業式前、3年担任の最後の授業で入室すると、生徒達がいきなり中村雅俊の「ふれあ

い」の替え歌で「悲しみに出会うとき…いつも先生を思い出す…」を歌いだした。そして、一人ひとりが私に感謝の言葉を贈り、バラの花1輪ずつ胸ポケットに差し込んでくれ、感激に浸った。⇒学級担任の役割（喜び）

〈体罰・セクハラ〉

- 修学旅行中、就寝時間を過ぎても部屋から出入りする生徒数人を、正座させている教員に、「正座は体罰につながるから、立たせておくように」と校長として注意した。⇒体罰
- 授業に遅れた生徒や、集会で整列しない生徒に、出席簿で頭をたたく教員が、平たいところで叩くのではなく尖ったところで叩いた方が効果的だと言った。⇒体罰
- 女子バレーボールの公式戦で府立高校最強のチームが、私のチームと対戦した際、選手の動きが悪いとして、その高校の監督がタイムを取り全員ベンチに呼び、衆目の前でビントをした。彼は当時、高校体育連盟の審判長を務めていたが、数年後、実業団の監督になった。⇒体罰
- 強豪校の女子バレーボール部の合宿で、男性顧問が入浴中、女子生徒に背中を流させた。⇒セクハラ
- 体育の授業中、ソフトボールの打撃指導と称して、女子生徒に覆いかぶさり密着して、バットの構え方を教えた。その教員はそれまで体罰等でも処分されており、指導改善研修も受けていた。⇒セクハラ

〈キャリア教育・進路指導〉

- 徹夜麻雀で入社式に遅刻して注意され、翌日も遅刻を繰り返し、麻雀と会社どちらが大事だと叱責され、麻雀を取ると答えたため、会社から解雇され早期離職した。⇒キャリア教育、進路指導
- 求人票が来ていたものの、「あまり薦められないよ」と注意したが、本人の強い意向で、給料の高いサラ金の大手会社に事務職で就職した。しばらくして、借金取立ての仕事にまわり、その際、後ろから殴られ怪我をした。当時、就職担当であった私に「先生が止

めてくれなかったからや」と恨みを言われた。⇒進路指導

〈情報モラル教育〉

- 定期考査での生徒の答案を写真に撮り、SNSに載せてコメントした若手講師が解雇処分となった。
- 生徒の相談を親身に受けているうちに親しくなりすぎ、二人で顔をくっつけて仲良く撮ったプリクラの写真を SNS に載せたことが、学校内で大騒ぎとなり、初任者教員が解雇になった。

〈いじめ〉

○「いじめ」については、自身の実体験での指導事例はなく、大津市の中学生自殺事件や直近のいくつかの事件を紹介し、学生に対応を考えさせるとともに、教育委員会での対応と課題について、自身の教育行政経験を踏まえて解説した。

6. 2014年度前期受講生の振り返りから (提出者数 3コマ計148名)

毎年、15回目(最終回)授業で、次のような振り返りシートを提出させ、その内容を踏まえて今後の授業の工夫・改善に努めている。ここに、その集約を紹介する。

2014年度 生徒・進路指導論 第15回 まとめ・総括

- 1 この講義全般について 2014年()月()日()曜日()限
- ① プリント教材について
 - ② 裏面資料について
 - ③ 講義の進め方について
- 2 興味・関心を持った分野
- 3 難しかった分野
- 4 その他

- ① 良かった点
- ② 改善すべき点
- ③ 自由記述

○ この講義全般について

① プリント教材について

1 単元 1 プリントを配付して、キーワードを空欄にするかたちで整理しているため、重点項目が理解しやすいなどの肯定的評価が137名（93%）と高く評価されており、引き続きプリント教材を活用していきたい。

② 裏面資料について（略）

③ 講義の進め方について

1 日 1 単元のプリントを活用し、学生にキーワードを発問しながら授業をすすめる方式で、説明も理解しやすく進度も適当であるという肯定的評価が116名（78%）と高かった。しかしながら、①のプリント教材の評価より低くなったのは、学生によっては進度が「遅い」、「早い」などの個人差による感想が見られ、また「単調」に感じた者もいたためである。

○ 興味・関心を持った分野

多い項目から順に挙げると

① 不登校・いじめ75名（50%）

・最近の「いじめ」報道の影響が反映されており、また、学校現場では避けて通れない課題である。

② キャリア教育と進路指導17名（11%）

・「キャリア教育」に関心が向けられてきたのは好ましい傾向と考える。

③ 懲戒と教師による問題行動（体罰等）14名（9%）

・「体罰」と「厳しい指導」の区別が難しい問題であり、関心が高い。

③ 学校カウンセリング14名（9%）

- ・生徒の健全育成には欠くことのできないものである。
 - ⑤ インターネットと携帯電話問題 8名
 - ・いつ何時、自分にふりかかってくるか、「いじめ」にも繋がる。
 - ⑥ 学級経営・危機管理 7名
 - ・学級担任としての役割や、非常震災や不審者対策などの危機管理に関心がある。
 - ⑥ 生徒理解と生徒・教師の関係 7名
 - ・この單元への関心ある者がもう少し多くいても良いのではと考える。
 - ⑧ 非行と心の問題 6名
- 〈その他〉学校・家庭・地域との連携 5、人権教育 4、進路指導の方法 3、生徒指導の意義 3、生徒指導の体制と組織 2 など

○ 難しかった分野

多い項目から順に挙げると

- ① 不登校・いじめ49名 (33%)
 - ・実際に自分が当事者になった時の対応に悩むからと考える。
- ② キャリア教育と進路指導15名 (10%)
 - ・まだまだ馴染みが少ないため難しく感じたからと考える。
- ② 人権教育15名 (10%)
 - ・興味・関心があまり高くない分、難しいと考えているものは多い。別の科目「人権と社会」があるため、この講義では1單元1時間分の授業で総括的だったからと考える。
- ④ 懲戒と教師による問題行動(体罰等) 14名 (9%)
 - ・「体罰」と「厳しい指導」の区別が難しい問題であるためと考える。
- ⑤ 非行と心の問題10名 (7%)
 - ・興味・関心より困難な方が多いのは、身の回りでの経験がないからと考える。
- ⑥ 学級経営・危機管理 9名
 - ・興味・関心より困難な方がやや多い。
- ⑦ 学校カウンセリング 7名
 - ・興味・関心に比べ半減している。

⑧ 学校・家庭・地域との連携 5名

⑧ 生徒理解と生徒・教師の関係 5名

〈その他〉インターネットと携帯電話問題3、生徒指導の体制と組織2 など

○ その他

① 良かった点

プリント教材を活用した授業形態(32)で、説明が詳しく分かり易く(29)、板書も適切(9)であったとの記述が多く見られた。また、キーワードを発問する際にヒントを出して正解を導く方法が良かった(6)という指摘や毎回、感想や振り返りを行うことに意義を感じている(7)という意見もあった。

授業の際、私自身のこれまでの教育に携わった体験談などのエピソードを話したことに強く興味・関心を示し、教職に対する関心が一層深まった(19)という意見も多く見られ、効果的であった。

② 改善すべき点

改善すべき点の記述は少なかったものの、グループワーク(6)や前で発表する場(1)を増やして欲しい、映像など視聴覚機器を活用(3)して欲しい、感想や振り返りを書くスペースを増やしてほしい(1)、体験談をもっと増やして欲しい(1)、授業の進め方が少し遅い(1)、早い(1)などであった。今後、グループワークや視聴覚機器の活用について改善していきたい。

③ 自由記述

この授業を通じて、生徒指導・進路指導における「困難さ」を認識したことと、それだけに一層「やりがい」を感じたと言う学生が多く見られたことから、意識の向上が図れたものと実感している。

7. おわりに

上記振り返りの集約結果を踏まえて、今後の講義に活かすことは当然のことであるが、各単元ごとに行った〈整理・分析〉をも充分反映させ、教職を目指す学生達それぞれの「自己実現」

に向け、適切な「指導・援助」を行うことを通して、彼らに教員として必要な「心豊かな感性」という資質を、厳しくも暖かく育てていきたい。

引用文献

中央教育審議会答申 1957「科学技術教育の振興方策」

中央教育審議会答申 2011「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

法務省・文部科学省 平成26年版「人権・啓発白書」

入澤宗壽 1915「現今の教育」弘道館

情報活用能力WG 検討のまとめ2011「新学習指導要領における情報活用能力の確実な育成について」

近畿大学 2014「教職課程授業計画」

文部省 1983「中学校・高等学校進路指導の手引き」

文部科学省 1998, 2008「中学校学習指導要領」

文部科学省 2010「生徒指導提要」教育図書

文部科学省 平成25年度版「文部科学白書」教育図書

森田洋次、清永賢二 1986「いじめ—教室の病い」金子書房

内閣府 平成26年版「子ども・若者白書」